



〒220-6010
横浜市西区みなとみらい 2-3-1
クイーンズタワー A 10F
電話: 045-682-5271 FAX: 045-682-5253

PRJ-11100523889 号-4

日本原燃株式会社 殿

2025 年 2 月 18 日

2024 年度 第 2 回第三者定期監査 報告書 (その 4) 安全・品質本部の監査結果

1. 一般事項

依頼法人	日本原燃株式会社 〒039-3212 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字沖付 4-108
監査名	2024 年度 第 2 回第三者定期監査
被監査者	安全・品質本部
監査場所	日本原燃株式会社 2024 年度 第 2 回第三者定期監査 初回会議：事務本館 実地監査：事務本館 最終会議 (Web 会議)：事務本館
監査実施日	2024 年度 第 1 回第三者定期監査 2024 年 12 月 11 日：初回会議 2024 年 12 月 11 日：実地監査 2024 年 12 月 20 日：最終会議 (Web 会議)
担当監査員	(LRQA リミテッド)

2. 2024 年度 第 2 回定期監査の視点

2.1 被監査者

定期監査は下表に示す 4 グループ別に実施した。

グループ	被監査者
(その 1)	再処理事業部・技術本部
(その 2)	濃縮事業部
(その 3)	埋設事業部
(その 4)	安全・品質本部

2.2 第三者による定期監査の経緯

LRQA リミテッド（旧ロイド・レジスター・グループ・リミテッド）（以下、「LRQA」という）は、日本原燃（株）（以下、「日本原燃」という）に対して、2004 年度第 1 回定期監査以来、年 2 回の頻度で定期監査を実施してきた。

2019 年度までは、「品質保証体制の確立に係る改善策（以下、「改善策」という）」の取り組み状況の確認に加え、その後の取り組みの進捗や日本原燃の状況に合わせて注力する項目を監査対象として組み入れ、一貫して「決められたことが決められた通り行われているか」の適合性に視点を置いた監査の形態としてきた。

その結果、トラブル発生時に策定した是正処置が決めた通りに実施されていること、また品質マネジメントシステム（以下、「QMS」という）等の仕組みが確立され、決めた通りに実施されていることが確認され、全体としては QMS が各部署に浸透し、定着してきている健全な状態と見受けられ、「改善策」が風化・形骸化の兆候がない旨の評価をおこない、今日に至っている。

以上の状況を踏まえ、日本原燃が「改善策」をうけて確立した QMS に係る活動の実施状況について、2024 年度第 1 回定期監査では、各事業部を対象に引継ぎの運用に重点を置き監査を行った。また、安全・品質本部および監査室に対しては業務について改善点がないかを確認した。

2024 年度第 2 回定期監査では、各事業部の課長またはグループリーダー（GL）管理の不適合その他の事象の是正処置をサンプリングし、直接原因分析が必要な程度まで行われたうえで、特定した直接原因を踏まえた是正処置計画が立案されているか、是正処置後の実効性レビュー（効果の確認方法）は適当かを確認することにした。

2.3 2024 年度第 2 回第三者定期監査の対応方針

事業部等の長または部長管理の是正処置については、是正処置計画等が事業部長を主査としたパフォーマンス改善会議で審議されている。一方で、課長または GL 管理の是正処置については原則課内のみで検討されることから必要な程度まで行われているかが懸念される。このため再処理事業部・技術本部、濃縮事業部および埋設事業部に対しては、課長または GL 管理の不適合その他の事象の是正処置をサンプリングし、直接原因分析が必要な程度まで行われたうえで、特定した直接原因を踏まえた是正処置計画が立案されているか、是正処置後の実効性レビュー（効果の確認方法）は適当かを確認する。安全・品質本部に対しては、上記各事業部の結果に基づく全社部門としての QMS 活動に係る活動の推進状況を確認する。具体的な監査項目を表 1 の (I) に示す。

表 1 2024 年度第 2 回第三者定期監査項目

監査項目
(1) QMS 活動の実施状況 ・ 是正処置等（再処理事業部・技術本部、濃縮事業部、埋設事業部） ・ 全社の QMS 活動に係る活動の推進（安全・品質本部） (2) 前回までのフォローアップ ・ 安全・品質本部に対する 2024 年度第 1 回定期監査（2024 年 8 月）で抽出された提言事項 1 項目についての改善状況を確認する。

また、被監査者ごとの監査項目を表 2 に示す。

表 2 被監査者ごとの監査項目

被監査者	表 1 中の監査項目の番号	
	(1)	(2)
再処理事業部・技術本部	○	—
濃縮事業部	○	—
埋設事業部	○	—
安全・品質本部	○	○

注記：監査実施項目のうち、被監査者において対象がない項目は対象から除外する。

3. 監査の態様

監査は、文書監査と実地監査で構成するが、実地監査を主体に行う。ただし、実地監査の過程で監査基準文書に対する気づきなどがあれば、文書監査の対象とすることがある。

3.1 文書監査

文書監査は、ある業務を実施するための方策・手順・基準等が適切に文書化されていることを確認するものである。

3.2 実地監査

実地監査は「決めたことが決めた通りに実行されている」ことを検証するとともに、それが効果的に運用されている状況や PDCA 展開状況に対する評価を行うものである。

実地監査では実態を把握することが重要との観点から抜き打ち性に注力し、可能な限り監査当日に監査員から求められたエビデンスを提示していただく形態とする。

4. 監査の基準

客観的な判定・評価を行うために、今回の監査では下記を監査基準と定める。なお、一部に LRQA の知見を活用することもある。

- ◇『原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程』、『役務に係る品質マネジメントシステム規程』
- ◇『原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則』および『ISO 9001:2015 (JIS Q 9001:2015)』（諸活動の底流として）

5. 監査結果の評定

監査結果は、監査項目ごとに所見をまとめるが、次の事項を提起することがある。

区分	定義
指摘事項	定めた要求事項が実践・実行されていない事項。不適合相当であり是正が必須。
観察事項	定めた要求事項がほぼ実践・実行されているが、その程度が必ずしも十分でないため、何らかの改善を期待する事項。
提言事項	定めた要求事項が実践・実行されている。その上で、今後のより優れた運用を期待して参考提言する事項。提言事項の採否は、被監査部門の任意とする。
良好事例	さらなる自律的改善が図られており、他の部署にも参考となる事例。

6. LRQA 監査員

監査は2名1組（チームリーダーおよびメンバー）のチームで対応するが、それぞれに監査部署の割付けを行い、内1名が監査時の司会進行役（添付1の監査結果概要で◎印）をつとめる。ただし、全体的なとりまとめはチームリーダーが行う。

7. 監査結果

監査は、安全・品質本部 品質保証部 品質保証グループに実施した。
監査結果を添付1に示す。

7.1 「指摘事項」、「観察事項」、「提言事項」

監査では、口頭説明だけではなくエビデンスの提示を求めた。時間の制約範囲において2.3項の表1の監査項目について可能な限り監査を行った結果、「指摘事項」、「観察事項」および「提言事項」は検出されなかった。

7.2 「良好事例」

今回の監査において、「良好事例」は確認されなかった。

7.3 各監査項目に対する個別所見

(1) QMS 活動の実施状況

・全社の品質マネジメントシステムに係る活動の推進

品質保証グループについては、全社部門としてのQMS活動に係る活動のうち、CAPシステム（未然防止、再発防止などに努める改善活動）の推進状況を確認した。

今回の監査を通じて各事業部の課長およびGLが管理する是正処置等を確認した結果、『CAPシステム要則』に基づき実施されていたものの、組織的側面の原因分析に改善の余地（詳細は8.終わりに参照）があるとの認識を持ち、その点も踏まえて取組みを確認した。

品質保証グループは、CR（未然防止に寄与し得る情報）登録推進を意図して登録画面の改善など、操作性の向上が必要であること、CRの処置結果を希望する登録者へのフィードバックが課題であり改善が必要であることを認識していた。

登録画面の操作性向上に関しては、アンケートで寄せられた多くの意見を吸い上げ、ソフトウェア改修に向けた具体的な対応を進めていることを聴取した。また、CR登録者へのフィードバックに関しては、e-learningや安全・品質改革委員会を通じてCR登録に基づく改善事例紹介を検討していることを聴取し、改めて懸念される事象は確認されない。

なお、各事業部の是正処置が『CAPシステム要則』に基づいて活動できているのであれば、原因分析の充実などは是正処置に係る更なる改善は、基本的には各事業部の品質保証部門の役

割であるという認識を聴取した。

そのうえで、必要に応じて保安監視グループが主催する PICo 全体会議を通じて是正処置の改善を図っていることを聴取した。

(2) 前回までのフォローアップ

安全・品質本部 品質保証部 保安監視グループに対する 2024 年度第 1 回定期監査（2024 年 8 月）で抽出された提言事項「OE スクリーニング会議などでの判断や考え方のドキュメント充実を図ること」に対する改善状況を確認した。

OE スクリーニングのためのグループ内会議では、議事内容と結論の記録を残すように業務管理マニュアルが変更され議論の記録を残す運用を開始しており、フォローアップが適切に実施されていることを確認した。

8. 終わりに

監査の結果、QMS に係る活動の実施状況について、懸念される事象は確認されなかった。

各事業部の課長および GL 管理の是正処置をサンプリングで確認した結果、いずれも『CAP システム要則』に基づき実施されており、懸念される事象は確認されていないものの、問題やトラブルの未然防止、早期発見、その問題への処置および再発防止に努める改善活動が CAP システムの主旨であることを鑑みると、本監査で確認した課長および GL による管理である重要度が高くない不適合であっても、的を射た対策を導くため、より一層の原因分析の充実（担当者個人の要因に留まらず、関係者やマネジメントなど組織的要因がないかを分析）を目指すのが望ましいと感じた。品質保証グループおよび保安監視グループが連携し、CAP システムに係る活動の改善に取り組むことが QMS 活動全体の推進に繋がると考えており、事業部との一層の協調を期待する。

なお、「CAQ（原子力安全に影響を及ぼす状態および原子力安全に影響を及ぼすおそのある状態のこと）」の全社の考え方をとりまとめるにあたり、各所からの意見が多く苦勞されているとお聞きした。意見が寄せられること自体は好ましいことであるが、すべての意見に対応するには時間と労力を要することが容易に推測される。例えば大枠として共通的な判断基準と事業部の特徴に応じた固有の判断基準を棲み分けて議論を進め、活動によって得られた知見を踏まえてさらなる改善を図る（継続的改善）というスタンスも大事だと思われる。参考にされたい。

すべての被監査者の監査結果を踏まえた総合所見は、全体総括編（PRJ-11100523889 号-0）にまとめたので参照いただきたい。

以上

2024 年度 第 2 回第三者定期監査結果
(安全・品質本部)

2024 年度 第 2 回第三者定期監査 安全・品質本部 監査結果概要

被監査部門	安全・品質本部 品質保証部 品質保証グループ	
監査実施日	2024年12月11日	監査員：
以下、全社の QMS 活動に係る活動の推進について確認した。 (品質保証グループ概要) ・品質保証グループは 13 名で構成されている。業務チーム（予算の管理などグループの業務支援）、安全文化チーム（安全文化活動の推進および人材育成支援）、品証チーム（CAP システムの運用および品質マネジメントシステム推進）で活動しているとの説明を受けた。 ・品質保証グループは、全社組織として各事業部の品質保証部門に対する牽引・監視・支援の 3 つの役割を担っているとの説明を受けた。 (各事業部の是正処置等の結果に基づく全社部門としての QMS 活動に係る活動の推進状況の確認) ・各事業部の課長または GL 管理の是正処置は『CAP システム要則』に基づき実施されていたものの、是正処置の留意事項の対応に改善の余地があると感じたことから、その認識を確認した。 ・課長または GL 管理の不適合件数は 4 月 1 日～11 月 30 日の時点で約 1,000 件、うち是正処置対象は約 160 件と聴取した。 ・事業部長や部長管理の是正処置は十分な原因分析が必要だが、課長または GL 管理の是正処置は、リソースを考慮して時間をかけすぎずに改善を進めることが必要と認識していることを聴取した。 ・なお、保安規定上は是正処置の責任は各事業部の管理責任者であるが、疑問があれば安全・品質本部は保安監視グループ主催の PICo 全体会議で改善を図っているがまだ道半ばであることを聴取した。 ・CAQ 判断は事業部の PICo や PIM で判断されているが、その実施状況の確認は保安監視グループが実施していることを聴取した。 (CAP システム運用要則の課題) ・現在の大きな業務の一つは、CAQ（原子力安全に影響を及ぼす状態および原子力安全に影響を及ぼすおそれのある状態）の特定の全社の考え方の整理であることを聴取した。この課題に対し、CAQ の特定と不適合判断を切り分けるとともにスクリーニングを実施する PICo や PIM が同じように判断できるよう今年度中を目標にガイドライン改正を目指しているとの説明を受けた。(資料①) ・この試みは、CAQ が必ずしも不適合ではないことを明確にするとともに、CAQ ではないがその事象を繰り返すことで CAQ につながる可能性がある事象を CAQ と判断できるようになることがポイントであり、重大事象の未然防止につなげる活動と認識しているとの説明を受けた。 ・この CAQ 判断の考え方の見直しでは、現在事業部・室から多くの意見や要望を受けており、事業部別に設備の重要度や考えが違うのでまとめるのに苦労しているとのコメントがあった。 (CAP システム推進の課題) ・CAP システム運用から約 5 年が経過し、細かい事象も CR 登録するようお願いした結果、CR 登録件数は伸びているとのことだった。 (2024 年 4 月 1 日～11 月 30 日までの登録件数約 8400 件)		(参照文書・記録など)

・CAP システム推進の課題は、「1. CR 登録画面などの操作性」、「2. 処置結果を希望する CR 登録者への確実な連絡」、「3. 他事業部への水平展開」などと認識しているとの説明があった。1. に関してはアンケートでの指摘も多く、登録しやすい画面に変更する計画である。2. に関しては品質保証グループでも不十分と考えており、CR の改善内容が役に立っている例や未然防止につながっている例を e-learning や安全・品質改革委員会を通し、CR 登録をきっかけとした改善事例紹介を積極的に発信していきたいとの説明を受けた。3. に関しては保安監視グループが事業部で発生した CR を監視しており、展開が必要と思われる事象を他の事業部でも展開要否を検討しやすいよう一般化した情報に置き換えて PICO 全体会議で周知しているとの説明を受けた。(資料②)

・また CR をどの事業部宛てにするか、対応部署をどこにするかが困った場合は、PICO サポータが登録者や PICO を補助することで負荷を低減しているとの説明を受けた。

・『CAP システム要則』の所管部署が品質保証グループであるものの、一部の活動は保安監視グループが担っていることについて、品質保証 GL は保安監視グループに所属していたこともありコミュニケーションは問題ないことを聴取した。

(品質保証部保安監視グループの CAP システム活動)

・各事業部の CR スクリーニング結果については保安監視グループが毎日確認し、全社への共有が必要と考える情報は保安監視グループが所轄の PICO 全体会議で共有しているとの説明を受けた。

・2023 年度の CR の傾向分析の結果が保安監視グループ主催の安全・品質改革委員会で報告された。例えば、再処理事業部では近年発生した重大な不適合「前処理建屋 セル内照明全消灯」などから現場部門のコミュニケーションの改善、埋設事業部では「管理区域への不適切な入退出(4件)」からハード面の対策強化が是正処置方針として報告されたことを聴取した。

・保安監視グループでは、パフォーマンスの評価として、CAP システムにおける CR の処置状況に関する指標を検討しており、今年度中に安全・品質本部長のレビューを受ける予定であることを聴取した。

(第三者監査所見)

品質保証グループは各事業部の是正処置等の結果に基づく全社部門としての QMS 活動に係る活動を推進していることから、是正処置についての品質保証グループの役割である牽引・監視・支援の確認を行った。その結果、『CAP システム要則』に基づく活動ができていたのであれば、原因分析の充実など is 正処置に係る更なる改善は、基本的には各事業部の品質保証部門の役割であり、必要に応じて保安監視グループが PICO 全体会議で改善を図っていることを聴取し、改めて懸念される事項は確認されなかった。

2024 年度 第 2 回第三者定期監査 安全・品質本部 監査結果概要

被監査部門	安全・品質本部 品質保証部 保安監視グループ		
監査実施日	2024年12月11日	監査員：	
前回の監査での提言事項「0E スクリーニング会議などでの判断や考え方のドキュメント充実を図ること」に対する改善状況を確認した。 ・0E スクリーニングのためのグループ内会議では、議事内容と結論の記録を残すように業務管理マニュアルが変更されていた（資料①）。 ・社外 0E の他事業部への展開について、PICO 全体会議で紹介するかどうかのグループ内での議論の記録を残す欄を従来の管理用ファイルに追加し、10 月 1 日から運用を開始していた。社内 0E についても、PICO 全体会議で紹介するかどうかのグループ内での議論の記録を残す管理用ファイルを新たに作成し、10 月 2 日から運用を開始していた。		(参照文書・記録など)	
(第三者監査所見) 0E スクリーニング、社外 0E および社内 0E の他事業部への展開時などについて、グループ内での議論の記録を残すことを新たに業務管理マニュアルに規定されていたこと、また 2024 年 10 月 2 日から確実に運用されており、フォローアップが適切に実施されていることを確認した。			

添付 2

2024年度 第2回 第三者定期監査

月	日	曜日	時刻		時間	被監査者または監査対象部門等	出席者 (被監査部署等)	出席者 (監査事務局等)	実施場所
			自	至					
12	11	水	9:00	11:00	2:00	安全・品質本部 品質保証部 ・品質保証G ・保安監視G			事務本館 206会議室
	20	金	10:00	10:30	0:30	安全・品質本部 最終会議			事務本館 206会議室